【松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の改正（案）に対する意見様式】

**松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の改正（案）に対するご意見等**

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　所  （必須） |  |
| 氏　名（団体名）  （必須） |  |
| 電 話 番 号 |  |
| 該当箇所に  チェックしてください | □市内に居住  □市内に通勤・通学  □市内に事務所などがある企業、団体等 |

|  |  |
| --- | --- |
| 箇所（ページおよび行） | ご　意　見　等 |
|  |  |

※意見の記述は、具体的かつ簡潔にお願いします。また、どこの箇所についてのご意見かわかるように、ページと何行目かを記入してください。　　　　　　　　　　　　**締め切り　令和7年10月24日（金）必着**

**「松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の改正（案）」に対する**

**パブリックコメントを募集します**

工場の緑地・環境施設面積率等は、工場立地法の準則により規定されていますが、国の定める基準の範囲内（「緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準」で規定）において、地域の実情に応じて自治体が準則条例を定めることが可能です。松阪市では、周辺環境との調和を確保しつつ、市内工場の再投資（増改築、設備更新）や新規企業立地を図るため、本市独自の準則条例の制定を令和3年に制定しました。

今回、この条例を一部改正し、地区計画区域においても規制を緩和したく検討を進めています。

つきましては、条例改正（案）の骨子に関して、市民等の皆さまから意見を募集します。

**●意見の募集期間**

令和7年9月25日（木）から令和7年10月24日（金）まで

**●意見を提出できる方**

市内に居住している方、市内の事務所や学校などに通勤・通学している方、市内に事務所などがある企業および団体等

**●資料の閲覧方法**

松阪市ホームページにて資料を閲覧およびダウンロードできます。

また、松阪市役所企業誘致連携課（市役所4階）、各地域振興局地域振興課において資料の閲覧ができます。（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

**●意見の提出方法**

住所、氏名（団体名）、電話番号、意見を裏面にご記入いただき、直接ご持参いただくか、郵送、FAXまたは電子メールにて提出してください。

**●注意事項**

・住所、氏名は必ずご記入ください。

・意見の記述は、具体的かつ簡潔にお願いします。また、どこの箇所についてのご意見かわかるように、ページと何行目かを記入してください。

・いただいたご意見の概要およびご意見に対する考え方を、後日、市のホームページ等で公表します。

（氏名、住所等は公表いたしません。）

また、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

**●お問い合わせ先　松阪市産業文化部企業誘致連携課 TEL 0598-53-4362**

＜締め切り＞　令和7年10月24日（金）必着

＜提出方法＞　○郵送の場合：〒515-8515 松阪市殿町1340番地１

松阪市産業文化部　企業誘致連携課　宛

○FAXの場合：0598-22-0003

○電子メールの場合：kig.sec@city.matsusaka.mie.jp

※件名に「松阪市工場立地法に基づく準則を定める条例の改正（案）に対する意見」と記入

してください。

○ご持参の場合：松阪市産業文化部 企業誘致連携課（市役所４階）

土、日、祝日を除く午前9時30分から午後5時15分まで

ただし、10月1日（水）以降は、午前9時から午後4時30分まで